

世帯生計費の内訳

認定対象者※の世帯における生計費の内訳を記入してください

❖ 提出頂いた生計費に基づき審査します

※…これから被扶養者の申請をされる方

記入日 年 月 日

記号		番号	
被保険者名	(自署)		
認定対象者			

1カ月の認定対象者に係る生計費(収入)の内訳

費目	金額
認定対象者の収入月額(金額生計費に充てられるものとします)	円
被保険者からの送金額	円
同居家族の収入等	円
からの援助額	円
上記以外からの	円
援助額等	円
認定対象者の預貯金からの充当額	円
その他()	円
収入額計	円

1カ月の世帯に係る生計費(支出)と一人当たりの金額(認定対象者)の内訳

費目	金額	一人当たりの金額 (認定対象者)
住居にかかる費用	円	円
水道・光熱費	円	円
食費	円	円
家事用品	円	円
小計	円	A 円

「住居にかかる費用」は
家賃は含みません。

家賃は「住まいの状況」
家賃等に記入してくだ
さい

一人当たりの金額は別居
先で生活している人数で
割ってください

1カ月の認定対象者に係る生計費(支出)の内訳

費目	金額
被服・履物費	円
医療費	円
交通・通信費	円
教養・娯楽費	円
その他	円
小計	B 円

左記金額に以下の内容は
除きます

- ・預貯金額
- ・貯蓄性のある保険商品
の掛け金
- ・税金
- ・社会保険料
- ・有価証券等の購入費

住まいの状況 該当するものに☑してください。持ち家以外の場合は、借り家等
その他に内容と金額(家賃等)を記入してください。

<input type="checkbox"/>	被保険者の持ち家	<input type="checkbox"/>	認定対象者、認定対象者の配偶者の持ち家
<input type="checkbox"/>	借り家等その他()		
	家賃等	円	

認定対象者の生計費(支出)計

(A+B) 円

健保使用欄 被保険者へ控え送付 令和 年 月 日

世帯生計費の内訳について（記載方法等）

主として被保険者により認定対象者の生計が維持されているか確認させていただくため、本紙記載方法等を参考に「世帯生計費の内訳」を記入・作成してください。

■生計費の記載について

過去3カ月の平均に基づき記載してください。

【収入の項目】

- ①認定対象者の収入は全額生計費に充てられるものとします。
- ②社会通念に照らし扶養する立場の優先度が高い同居家族の収入等からの援助額は、収入の半分以上が援助額に充てられるものとします。

（例）母（認定対象者）と同居している父の年収が200万円の場合、金額欄は8万4千円

【住まいの状況】

生活の基盤となる住居について費用負担等の所在を確認します。生計維持関係を確認するうえで大切な項目になりますので正確に記入してください。

【支出の費目】

- ①家計において日常生活を維持するのに必要な支出に限ります。
下表「生計費の費目について」を参考に該当する支出費目等を記入してください。
- ②年に数回しか支出しない費用については「1年の合計支出÷12」で月額換算した金額を記入してください。

■扶養認定審査について

- ・提出いただいた生計費※に基づき審査します。
※当組合では人事院が算定する「標準生計費」等を参考に、生計費の記載内容について妥当性を確認します。
- ・認定対象者の収入（同居家族等他者からの援助額を含む）が支出の半分未満でありその不足分を被保険者が負担している場合に、審査できる可能性があります。
- ・認定を受けるために一時的に生計費を増額することは認められません。
- ・実態確認のため生計費に係る根拠資料等を後日提出いただく場合があります。

〔生計費の費目について〕

費目	内容	例
住居にかかる費用	住居、居住地区等に関する費用	マンション等の管理費、賃貸住宅における共益費、町内会費など
水道・光熱費	住宅の照明、冷暖房などに用いるエネルギー及び上下水道料に対する費用	電気代、ガス代、灯油代、上下水道料など
食費	飲食に係る費用	食料、飲料、外食、内食など
家事用品	炊事洗濯掃除等に用いる消耗品	電球、タオル、洗剤、ティッシュ・トイレットペーパー、ごみ袋、ラップ、殺虫・防虫剤など
被服・履物費	被服、履物に係る費用	洋服、下着、靴、クリーニング代など
医療費	健康の維持、疾病の治療のために必要な費用	医科、歯科診療代、医薬品、衛生用品（マスク、紙おむつなど）、コンタクトレンズ、健康診断受診料など
交通・通信費	人の移動、物の運搬、情報の伝達に必要な費用	電車・バス・タクシー運賃、点検・車検代、ガソリン・その他車両に係る消耗品費、駐車場代、郵便料金、宅配料金、固定・携帯電話料金、NHK受信料、インターネット接続料など
教養・娯楽費	教養、娯楽、趣味などに必要な費用	文房具、電池、趣味用品、新聞、書籍など
その他	上記の内容にない費用	理美容に係る費用、化粧品代、洗面費用代、介護サービス代、保育料・学童クラブ費など